

杉並区国民保護協議会条例

(趣旨)

第一条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第四十条第八項の規程に基づき、杉並区国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第二条 協議会の委員の総数は、四十以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第三条 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第四条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会の会議は、公開とする。ただし、協議会の議決があったときは、非公開とすることができる。

(部会)

第五条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第六条 第二条から前条までに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和五十年杉並区条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表中「

	杉並区環境清掃審議会	日額 一二,〇〇〇円
--	------------	------------

」を

「

	杉並区環境清掃審議会	日額 一二,〇〇〇円
	杉並区国民保護協議会	日額 一二,〇〇〇円

」に改める